



登場
ページ

今週の専門用語

重要な契約

有価証券報告書では、企業が「重要な契約」を締結している場合、「経営上の重要な契約等」にその概要を記載することが求められている。しかし、諸外国に比べて実際の開示は不十分であると指摘されている。このため、金融庁は、開示すべき契約の種類として、①企業・株主間のガバナンスに関する合意、②企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意、③ローン契約と社債に付される財務上の特約を挙げ、具体的な開示内容を開示府令で規定し、適切な開示を促すこととしている。

特殊関係非居住者

CFC税制上、「居住者の親族」等である非居住者を指す。特殊関係非居住者が保有する株式は、同税制の適用対象となる外国関係会社（居住者や内国法人等の持株割合等が50%超の外国法人）に該当するか否かの判定上、カウントされる。「親族」には、本人から見て①六親等内の血族、②配偶者、③三親等内の姻族の範囲の個人が該当する（民法725条）。例えば非居住者が居住者から見て「いとこ」「またいとこ」「配偶者の姪や甥」は、居住者との交流の有無に関係なく特殊関係非居住者となる。

土地の無償返還に関する届出書

借地権の設定等により他人に土地を使用させた場合に、借地人等が将来その土地を無償で返還することを示す書面。通常、土地を無償で借りた場合、借地権が認定課税されるが、オーナー社長が所有する土地を会社に使用させる際に権利金や高額な地代（土地価格の6%相当額）を支払うのは理屈に合わないとの意見から、この書面を税務署に提出すれば借地権が認定課税されないこととなった。なお、この書面は借主または貸主のいずれか一方が法人でなければ提出することができない。

02

ページ

08

ページ

29

ページ

From
編集室

◆マンションの相続税評価の見直しが実現する運びとなった。平成27年当時からいわゆる“タワマン節税”に警鐘を鳴らす指摘があったが、ついに抜本的な見直しが行われることになる。◆国税庁では、評価方法の適用後も最低評価水準等を固定資産税評価の見直し時期にあわせて見直すとしている。このため、今後、マンションの相続税評価において総則6項が適用される場面はまずないといっていだろう。◆ただ、総則6項がなくなるわけではない。通達の建付け上、仮に改正後の評価方法により評価することが著しく不相当と認められる場合には、現行と同じく総則6項が適用されることになる。(MIN)

週刊T&Amaster 第986号

2023年7月10日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい